

通知カード・マイナンバーカードについて

- ① 通知カード、マイナンバーカード（申請した人）について、まだお受け取りいただけていない場合には、市民課までご連絡ください。
- ② マイナンバーカードを申請してから数か月以上経過しているにもかかわらず、市役所から受け取りの案内文書が届いていない場合は、市民課・地区市民センター（中部を除く）・市民窓口サービスセンターまでお問い合わせください。

※「通知カード」「個人番号カード交付申請書」と共に同封されている個人番号カード交付申請書の送付用封筒（「差出有効期限平成29年10月4日まで」と記載）については、平成31年5月31までは切手を貼付せず、そのまま使用できます。

【お問い合わせ】四日市市役所 市民課 電話354-8152 FAX359-0282

雪の季節がやってきました ～大雪に備えて～

本年1月に四日市市でも降雪による被害がありました。これからの時期の大雪に備えるため、次のことに注意しましょう。なお、大雪時は、不要不急の外出を控えましょう。やむを得ず外出する場合、普段よりも時間に余裕をもって行動するようにしましょう。

●事前に用意しておくもの

- ・水、飲料、食料、燃料（灯油）、使い捨てカイロ、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池など

●事前に実施しておくこと

- ・家屋やカーポートなどの耐雪化 ・冬場使用しないビニールハウスのビニールを外すなど

（詳しくは、広報よっかいち11月下旬号、市のホームページをご覧ください。）

【お問い合わせ】四日市市役所 危機管理室 電話 354-8119/FAX 350-3022

住宅用火災報知機の設置場所について

火災の早期発見が、居住者の避難や初期消火成功の鍵となります。寝室・階段に火災報知機を設置することで、就寝中であっても火災の早期発見につながります。なお寝室、階段には住宅用火災警報器を設置する義務があります。また、台所にも設置することをお勧めします。

平成29年度 全国統一防火標語 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

【お問い合わせ】四日市市南消防署 電話 345-0530

南部分署 電話 349-5119



相続登記は法務局へ！

不動産（土地や建物）を相続したにもかかわらず、相続登記をせず、長期間放置しておく…

- ①更に次の相続が発生して相続人の確定が難しくなる
- ②相続登記の手続費用が高額になる
- ③不動産の売却やローンの手続がすぐにできないなど、様々な問題が発生する可能性があります。

大切な不動産を次世代に引き継ぐため、相続登記の手続を進めましょう。

法務局では、戸籍などの書類を基に法定相続人が誰であるのかを確認し、戸籍謄本等に代わる公的証明書を無料で発行する「法定相続情報証明制度」を開始しました。相続登記はもちろんのこと、金融機関における預貯金の払戻し等、様々な相続手続で御利用いただけます。

【お問い合わせ】津地方法務局四日市支局 電話353-2237